

# 協会けんぽの財政問題への対応策について(案)

## 1. 国庫補助率の引上げ

### 【法律改正事項】

○協会けんぽの保険給付費に対する国庫補助は、健保法の本則上、「16.4%から20%までの範囲内で政令で定める割合」とされているが、平成4年以降、「当分の間13%」となっている暫定補助率から引き上げる（来年度予算の概算要求で事項要求中）。

## 2. 単年度の財政均衡の特例・財政健全化計画

### 【法律改正事項】

○協会けんぽについては、毎事業年度の財政均衡が要件とされているが、平成22年度に、前年度の借入金（約4500億円程度の見込み）の償還を行うと大幅な保険料率の引き上げが見込まれることから、財政均衡の要件の例外を定めるとともに、中期的な財政健全化の枠組みを法定する。

## 3. 被用者保険内の費用負担の在り方の見直し

### 【法律改正事項】

○別紙のとおり。

## 【その他の検討事項】

### ①都道府県単位保険料率の激変緩和措置の期間・幅

- ・協会けんぽの財政状況の急激な悪化を踏まえ、協会けんぽの都道府県単位保険料率に関し、激変緩和措置を講じることができる平成25年9月までの期間（5年間）について、どのように考えるか。また、現在、全国平均との差を1/10に圧縮しているが、平成22年度においては、どのように考えるか。

### ②保険料率の上限

- ・現在、3%から10%までと法定されている協会けんぽ・健保組合の保険料率の上限については、各保険者の現在の財政状況等を踏まえ、引き上げるべきではないか。

### ③現金給付の見直し（全国健康保険協会の要望事項）

- ・協会けんぽ・健保組合における傷病手当金・出産手当金について、各給付の基本的な役割を踏まえつつ、給付の重点化・適正化を図る観点から、給付水準や給付要件の見直しを行うべきではないか。

【1. 趣旨】

○現行の後期高齢者支援金の負担額は、国保と被用者保険の共通の拠出ルールとして、「加入者数(0～74歳)」を基に算定。

※各保険者の負担額 ＝ 加入者1人当たり負担額(44,506円: 22年度概算要求ベース) × 加入者数(0～74歳)

○他方、被用者保険内では、各保険者の財政力にばらつきがあり、財政力が弱い保険者の支援金負担が相対的に重い。

○このため、現行制度の下で、できる限り、実質的な負担能力に応じた費用負担を実現する観点から、後期支援金について、被用者保険内では、各保険者の「総報酬額」に比例した負担方法を導入する。(国保と被用者保険の間では、加入者割を維持)

※昭和59年に創設された退職者医療制度では、退職後に国保に加入する被用者OBの医療費を負担する「退職者給付拠出金」を被用者保険者内で総報酬割で負担。

【2. 協会けんぽへの財政影響】

○総報酬割の導入により、後期支援金が応能負担となった場合、健保組合との財政力の違いに着目した協会けんぽの支援金負担への国庫補助(16.4%:約2700億円)は、廃止の見込み。

○この国庫財源(約2700億円)を活用し、協会けんぽに対する国庫補助を拡充する。

総報酬割導入による後期支援金の負担額の変化(推計) (22年度概算要求ベース)

|        | 協会けんぽ                                | 健保組合                                 | 共済組合                               | 被用者保険 計                 |
|--------|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| 加入者割   | 1兆6700億円(注1)<br>(1人当たり4.45万円×3460万人) | 1兆4600億円(注1)<br>(1人当たり4.45万円×2990万人) | 4400億円 (注1)<br>(1人当たり4.45万円×890万人) | 3兆5800億円<br>(加入者7360万人) |
| 総報酬割   | 1兆4200億円<br>(総報酬77.3兆円(全体比39.8%))    | 1兆6000億円<br>(総報酬87.2兆円(全体比44.8%))    | 5500億円<br>(総報酬29.6兆円(全体比15.2%))    | 3兆5800億円<br>(総報酬194兆円)  |
| 負担額の変化 | －2500億円                              | ＋1400億円                              | ＋1000億円                            | ±0                      |

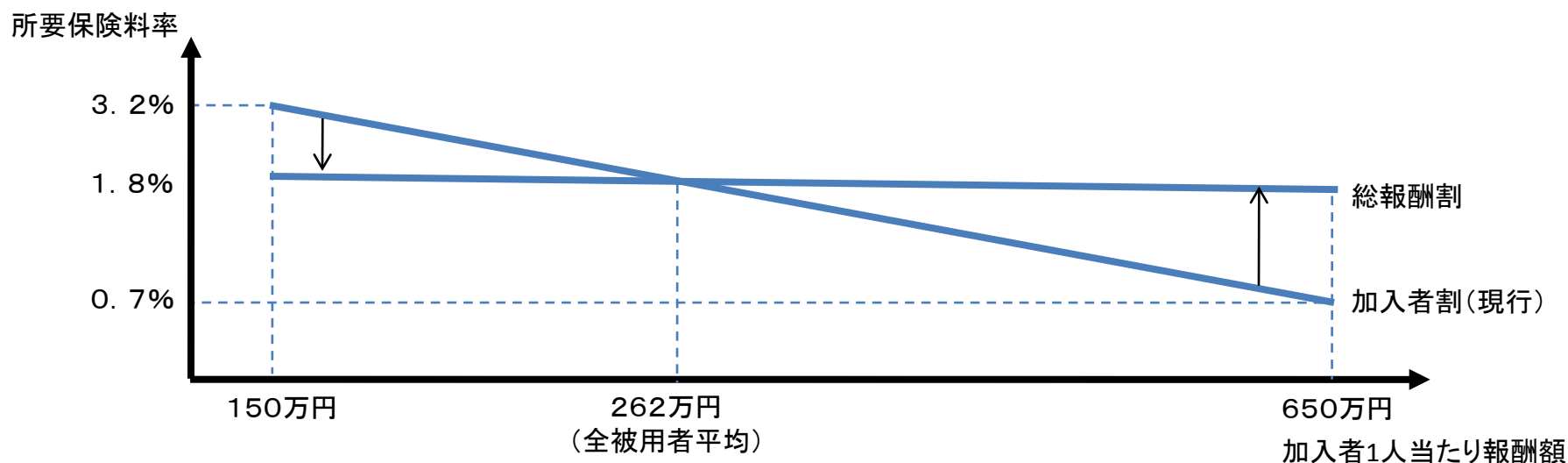
(注1)前期高齢者に係る支援金負担分(協会1300億円、健保組合1300億円、共済組合400億円)を含む。

(注2)100億円単位で端数処理。

【3. 実施時期】

○平成22年度賦課分から実施。

## 後期高齢者支援金に総報酬割を導入した場合の所要保険料率の変化(イメージ)



(注1) 21年度賦課ベース。所要保険料率は、前期財政調整を加味した支援金負担を算定。

(注2) 協会けんぽの加入者1人当たり報酬額は224万円。1人当たり報酬額が協会けんぽより高い保険者は1366、低い保険者は196。

(参考) 後期支援金の負担額の変化の例 (21年度賦課ベース)

|       | 加入者数  | 加入者一人当たり報酬額 | 加入者割                                        | 総報酬割                     |
|-------|-------|-------------|---------------------------------------------|--------------------------|
| A健保組合 | 1857人 | 540万円       | 90百万円 <sup>(注)</sup><br>(単価43,323円×1,857人)  | 181百万円<br>(総報酬10,030百万円) |
|       |       |             | 所要保険料率 0.9%                                 | 所要保険料率 1.8%              |
| B健保組合 | 2094人 | 156万円       | 100百万円 <sup>(注)</sup><br>(単価43,323円×2,094人) | 59百万円<br>(総報酬3,263百万円)   |
|       |       |             | 所要保険料率 3.1%                                 | 所要保険料率 1.8%              |

(注) 前期高齢者に係る支援金負担分(A組合 9百万円、B組合 9百万円)を含む。

## 「被用者保険内の費用負担の在り方の見直し」として考えられる選択肢(全体)

|                        | 65歳未満医療給付費<br>総報酬割を導入                                                                                                                | 前期高齢者納付金<br>加入者割→総報酬割                                                                                                                                                    | 後期高齢者支援金<br>加入者割→総報酬割                                                               |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 調整対象額<br>(22年度概算要求ベース) | 7兆3,200億円                                                                                                                            | 3兆2,300億円                                                                                                                                                                | 3兆5,800億円                                                                           |
| 現行の各保険者の負担額            | 加入者の療養の給付等に<br>要する費用                                                                                                                 | $  \begin{aligned}  &1人当たり前期高齢者給付費 \\  &\times \\  &加入者数(0歳\sim74歳) \\  &\times \\  &\left[ \frac{\text{全国平均の前期高齢者加入率}}{\text{当該保険者の前期高齢者加入率}} \right]  \end{aligned}  $ | $  \begin{aligned}  &加入者1人当たり負担額 \\  &\times \\  &加入者数(0歳\sim74歳)  \end{aligned}  $ |
| 総報酬割の導入のねらい            | ○保険者間の財政力格差の解消を図る。                                                                                                                   | ○現行の高齢者医療制度の施行により、被用者保険の負担が大きく増加した部分に着目し、その負担の平準化を図る。                                                                                                                    | ○他制度支援としての負担の平準化を図る。                                                                |
| 総報酬割の導入の留意点            | <p>○加入者医療費に係る負担調整であり、各保険者の医療費適正化など、保険者機能に悪影響を及ぼすのではないかな。</p> <p>○「将来的な医療保険制度の一元的運用」に向けた広範な議論の前に、被用者保険内で完全な財政調整を実施することになるのではないかな。</p> | <p>○高齢者医療制度改革の中で取り扱うべき問題ではないかな。</p> <p>○前期納付金は、加入者医療費を算定基礎としており、65歳未満医療費の財政調整と同様の問題を含む。</p>                                                                              | ○高齢者医療制度改革の中で取り扱うべき問題ではないかな。                                                        |

(参考)医療保険者は、介護保険の第2号被保険者数(40歳～64歳)に応じて、介護納付金を拠出。被用者保険計 1兆3700億円(21年度賦課ベース)

## ◎高齢者医療制度に関する検討会(厚生労働大臣主宰)

「高齢者医療制度の見直しに関する議論の整理」(平成21年3月17日)(抜粋)

### 3. 制度の見直しに関する論点

#### (3)世代間の納得と共感が得られる財源のあり方について

一方、現役世代からの仕送りである支援金や前期高齢者の医療費を支える納付金については、現行制度では、それぞれの保険者の加入者数等に応じた費用負担としているため、財政力の弱い被用者保険の保険者の負担が過重になっている。このため、国保と被用者保険の間は加入者数で均等に分け、被用者保険の中では、財政力の強い保険者が財政力の弱い保険者を支援するものとなるよう、保険者の財政力に応じた応能負担による助け合い・連帯の仕組みにすべきであるという意見があった。

# 平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例 及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律案の概要

(平成20年通常国会提出。平成20年臨時国会において審査未了廃案)

○平成20年度予算の2200億円対策の一環として、単年度の特例措置として、政管健保への国庫補助の削減(1000億)とともに、被用者保険から政管健保への支援を規定。(健保組合750億円、共済組合250億円)

政管健保(協会管掌健康保険)  
(国庫補助は1000億円削減)

特例交付金総額1000億円

社会保険診療報酬支払基金

※個別の健保組合から徴収

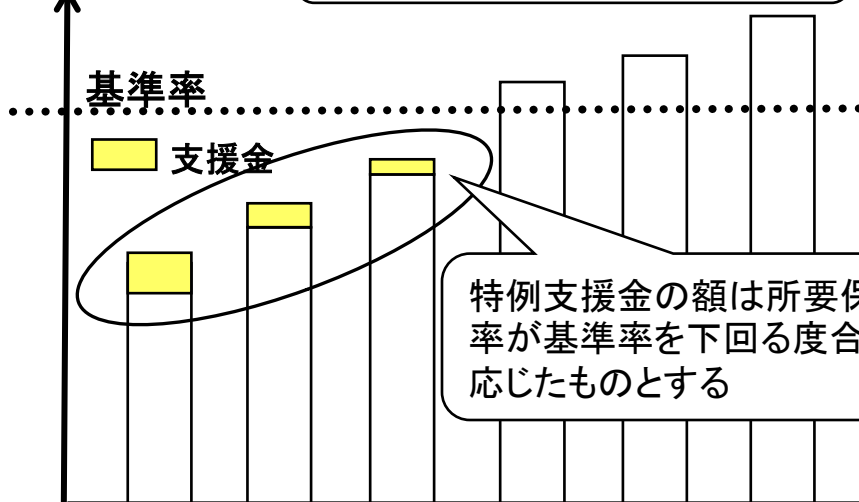
健保組合:特例支援金総額750億円

共済:特例支援金250億円

3共済間で  
負担を報酬按分

所要保険料率

所要保険料率が一定基準未満の  
健保組合が特例支援金を負担



A組合 B組合 C組合 D組合 E組合 F組合

国家公務員共済組合連合会

地方公務員共済組合連合会

G共済組合

H共済組合

I共済組合

J共済組合

K共済組合

L共済組合

日本私立学校振興・共済事業団